

2025 年 10 月 1 日

## 吸収合併に係る事後開示書面

神戸市中央区港島中町六丁目 1 3 番地 4  
フジッコ株式会社  
代表取締役社長執行役員 福井 正一

当社を吸収合併存続会社、フジッコ NEW デリカ株式会社（以下「フジッコ NEW デリカ」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2025 年 10 月 1 日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

#### 2-1. 株主の差止請求手続の経過（会社法第 784 条の 2）

フジッコ NEW デリカは、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

#### 2-2. 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 785 条）

フジッコ NEW デリカは、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

#### 2-3. 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第 787 条）

フジッコ NEW デリカは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

#### 2-4. 債権者の異議手続の経過（会社法第 789 条）

フジッコ NEW デリカは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 7 月 8 日付けの官報により債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行うとともに、知れている債権者に対しては同日付けで各別の催告を行いました。いずれも申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

#### 3-1. 株主の差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

### **3-2. 株主への通知および反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）**

当社は、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づく株主への通知に代えて、2025 年 7 月 8 日付けの電子公告により株主に対して本合併の公告を行いました。

なお、反対株主の株式買取請求手続の経過については、本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

### **3-3. 債権者の異議手続の経過（会社法第 799 条）**

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2025 年 7 月 8 日付けの官報および電子公告により債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

## **4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）**

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からのその資産、負債およびその他の権利義務一切を承継しました。

## **5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）**

別紙のとおりです。

## **6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）**

2025 年 10 月 1 日（予定）

## **7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）**

該当事項はありません。

以上

## 別 紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により  
吸収合併消滅会社が備え置いた  
書面または電磁的記録に  
記載または記録がされた事項

(次頁以降に添付)

2025 年 7 月 8 日

## 吸収合併に係る事前開示書面

神戸市中央区港島中町六丁目 1 3 番地 4  
フジッコ NEW デリカ株式会社  
代表取締役社長 豊村 正之

当社を吸収合併消滅会社、フジッコ株式会社（以下「フジッコ」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 本合併契約の内容

本合併契約の内容は別紙 1 のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

当社はフジッコの完全子会社であるため、本合併に際して、フジッコは当社の株主に對する株式の発行および金銭等の交付を行いません。

### 3. 本合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

### 4. 計算書類等に関する事項

#### 4-1. 存続会社に関する事項

##### 4-1-1. フジッコの最終事業年度に係る計算書類等の内容

フジッコの最終事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）に係る計算書類等の内容は別紙 2 のとおりです。

##### 4-1-2. フジッコにおける重要な後発事象に関する事項

フジッコにおける、最終事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、別紙 3 のとおりです。

## 4-2. 当社に関する事項

### 4-2-1. 当社における重要な後発事象に関する事項

当社において、最終事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

## 5. 本合併が効力を生ずる日以後におけるフジッコの債務の履行の見込みに関する事項

2025 年 3 月 31 日現在、当社およびフジッコの貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は下表のとおりです。

|      | 資産の額       | 負債の額       | 純資産の額      |
|------|------------|------------|------------|
| 当社   | 1,850 百万円  | 1,747 百万円  | 103 百万円    |
| フジッコ | 80,015 百万円 | 11,424 百万円 | 68,591 百万円 |

（表示単位未満の端数切捨）

当社およびフジッコのいずれについても、上記貸借対照表の基準日後、その債務の履行の見込みに影響を与える財務状況の悪化はなく、資産内容上、短期支払能力にも問題はありません。また、本合併の効力発生日以後における資産および負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

よって、本合併後におけるフジッコの負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

## 別紙 1

### 本合併契約の内容

(次頁以降に添付)

# 吸収合併契約書

フジッコ株式会社（以下「甲」という。）およびフジッコ **NEW** デリカ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 第 1 条（吸収合併の方法）

甲および乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という。）を行い、甲は、本件合併により乙の権利義務の全部を承継する。

## 第 2 条（合併をする会社の商号および住所）

本件合併の吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社のそれぞれの商号および住所は、次のとおりである。

吸収合併存続会社（甲）

商号：フジッコ株式会社

住所：神戸市中央区港島中町六丁目 1 3 番地 4

吸収合併消滅会社（乙）

商号：フジッコ **NEW** デリカ株式会社

住所：神戸市中央区港島中町六丁目 1 3 番地 4

## 第 3 条（本件合併の効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は **2025 年 10 月 1 日**とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意のうえ、これを変更することができる。

## 第 4 条（本件合併に際して交付する株式等）

甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、乙の株主に対し、本件合併に際して、甲の株式その他一切の対価を交付しないものとする。

## 第 5 条（資本金及び準備金の額）

本件合併に際して、甲の資本金および準備金の額の増加は行わない。

## 第 6 条（本件合併の承認手続等）

1. 甲は、本件合併が会社法第 **796 条第 2 項**本文に定める場合に該当するため、株主総会による本契約の承認を求めずに、取締役会の決議に基づいて本件合併を実行する。

2. 乙は、本件合併が会社法第 784 条第 1 項本文に定める場合に該当するため、株主総会による本契約の承認を求めずに、取締役会の決議に基づいて本件合併を実行する。

#### 第 7 条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

#### 第 8 条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理を行い、それぞれの資産内容、財産状態、経営成績、キャッシュフロー、事業または将来収益計画（以下「資産内容等」と総称する。）に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

#### 第 9 条（誓約事項）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、その資産内容等に重大な影響を及ぼす恐れのある事象その他本件合併の実行に重大な影響を及ぼす恐れのある事象が判明または発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨および当該事象の内容を通知しなければならない。

#### 第 10 条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、甲または乙の資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本件合併の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明または発生した場合には、甲乙協議し合意のうえ、本契約の変更または解除を行うことができる。

#### 第 11 条（準拠法および裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して甲および乙との間に生じる一切の紛争の解決については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 12 条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意のうえ定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙はその写しをそれぞれ保有するものとする。



2025 年 7 月 7 日

甲：神戸市中央区港島中町六丁目 1 3 番地 4  
フジッコ株式会社  
代表取締役社長執行役員 福井 正一

乙：神戸市中央区港島中町六丁目 1 3 番地 4  
フジッコ NEW デリカ株式会社  
代表取締役社長 豊村 正之

## 別紙 2

フジッコ株式会社

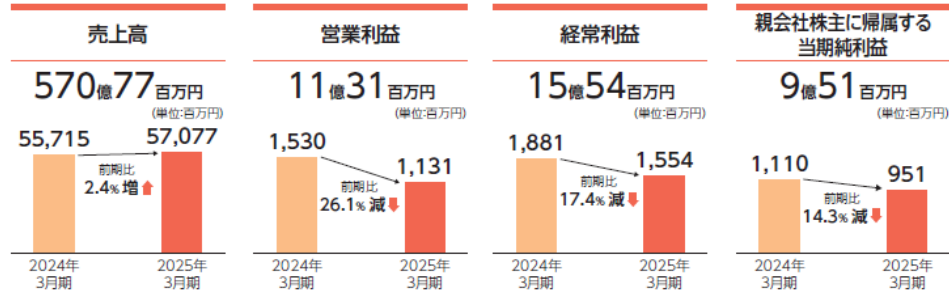
最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以降に添付)

# 事業報告 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果



当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかに回復することが期待されたものの、通商政策など欧米の政策動向による影響や金融・資本市場の変動等により、依然として先行き不透明な状況が続きました。

食品業界におきましては、物価高騰による消費者の節約志向が高いままで推移しており、厳しい経営環境となりました。

このような環境の中、当グループにおきましては、市場が縮小傾向にある煮豆製品の再浮上と昆布製品のさらなる強化、ヨーグルト製品の新規顧客獲得等に取り組みました。原材料高騰への対応としては、9月に昆布製品、豆製品、惣菜製品、デザート製品の価格改定を行い、購買を動機付けるプロモーションを強化する方針で進めました。

販売面では、全ての製品分類が前年実績を上回りました。特に豆製品、ヨーグルト製品、昆布製品が伸長し、売上高は570億77百万円(前期比2.4%増)となりました。

利益面では、プロモーションの強化により売上高は増加したものの、費用対効果の点では十分な成果といえず、原材料を始めとする各種コストの上昇を吸収しきれなかったため、営業利益は11億31百万円(前期比26.1%減)、経常利益は、15億54百万円(前期比17.4%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券の売却による収入がある一方、浜坂工場の閉鎖に伴う減損損失4億95百万円の計上等により、9億51百万円(前期比14.3%減)となりました。

## 2. 製品分類別売上高の概況

### 惣菜製品



売上高 (単位:百万円)



#### 主な内容

日配惣菜、おかず惣菜、調味食品、中華惣菜

惣菜製品は、前年実績を上回りました。調味食品や百貨店販売を中心とする中華惣菜等が苦戦を強いられましたが、新規開拓を進めた日配惣菜や育成に注力している包装惣菜「おばんざい」鉢」は伸長しました。

### 昆布製品



売上高 (単位:百万円)



#### 主な内容

ふじっ子煮、ふじっ子(塩こんぶ)、純とろ、だし昆布

昆布製品は、主力である「ふじっ子煮」や塩こんぶが好調に推移し、前年実績を上回りました。「ふじっ子煮」は4月から6月及び9月から10月に次世代ユーザーの認知率向上とトライアル促進を狙ったTVCMを放映し、12月から2月にかけては「よろこんぶキャンペーン」を実施いたしました。また、減塩ニーズに対応した新商品として3月より「ふじっ子煮MIRAI 減塩ごま生昆布」「ふじっ子煮MIRAI 減塩しそ生昆布」を販売しております。塩こんぶは、大容量タイプが伸長しました。

## 豆製品



売上高 (単位:百万円)



主な内容

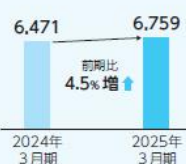
おめめさん、豆小鉢、  
水煮・蒸し豆

豆製品は、「おめめさん豆小鉢」が全体を牽引し、前年実績を上回りました。「おめめさん豆小鉢」は、食卓における登場頻度を高めるため、そのまま出せて便利な価値を訴求するTVCMを5月から6月にかけて放映いたしました。また、豆を毎日の食事にプラスする「体がよろこぶEveryday Beans!」活動の一環として、1月から3月までディスプレイコンテストを実施し、豆を使ったあらゆる食シーンの提案を行いました。

## ヨーグルト製品



売上高 (単位:百万円)



主な内容

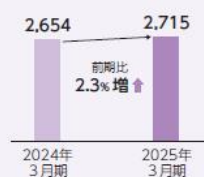
カスピ海ヨーグルト  
善玉菌のチカラ (サプリメント)

ヨーグルト製品は、前年実績を上回りました。「カスピ海ヨーグルト」は、新規顧客獲得を狙った菌活マッチングキャンペーンと「とろお〜もち食感」を表現したTVCMの放映を展開し、販売を伸ばしました。「まるごとSOYカスピ海ヨーグルト」は、植物性ヨーグルト特集としてメディアに取り上げられ、販売を順調に伸ばしました。

## デザート製品



売上高 (単位:百万円)



### 主な内容 フルーツセラピー

デザート製品は、前年実績を上回りました。「フルーツセラピー」は、「キャンベルグレープ」が売上の底上げに寄与し、前年実績を上回りました。



## その他製品



売上高 (単位:百万円)



### 主な内容 通販商品、機能性素材

その他製品は、通販商品、機能性素材等の販売を行っております。その他製品全体の売上高は、通販商品の「デンタフローラ」が売上の底上げに寄与し、前年実績を上回りました。



3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、28億49百万円となりました。主なものは、東京工場おぼんざい小鉢ライン増設に係る投資であります。

4. 資金調達の状況

当連結会計年度は増資又は社債の発行等による資金の調達はありません。

5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 期 別             |             | 第62期<br>2022年<br>3月期 | 第63期<br>2023年<br>3月期 | 第64期<br>2024年<br>3月期 | 第65期<br>2025年<br>3月期 |
|-----------------------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売                     | 上 高 (百万円)   | 55,074               | 53,915               | 55,715               | 57,077               |
| 経                     | 常 利 益 (百万円) | 3,506                | 1,558                | 1,881                | 1,554                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) |             | 2,115                | 1,406                | 1,110                | 951                  |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益   |             | 71円03銭               | 49円09銭               | 39円00銭               | 33円44銭               |
| 総                     | 資 産 (百万円)   | 80,136               | 78,862               | 80,476               | 79,429               |
| 純                     | 資 産 (百万円)   | 69,634               | 68,514               | 69,023               | 68,596               |
| 1 株 当 た り 純 資 産       |             | 2,389円39銭            | 2,407円06銭            | 2,424円75銭            | 2,409円55銭            |

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。  
3. 1株当たり当期純利益の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E□）」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。  
4. 1株当たり純資産の算定において、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E□）」が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末発行済株式数から当該株式数を控除しております。

6. 対処すべき課題

国内経済は、不安定な国際情勢のリスクを抱え、今後も先行き不透明な状況が続くものと予想されます。  
食品業界におきましては、原材料や人件費、物流コストの上昇局面は依然として続き、厳しい経営環境が続くものと予想されます。  
このような状況下、当グループにおきましては、“お客様の『価値ある時間』に貢献”という長期的な事業ビジョンのもと、中期経営計画の1年目として持続可能な成長基盤の形成に取り組んでまいります。

【2025-2027中期経営計画】  
2026年3月期を初年度とする中期経営計画がスタートいたしました。本中期3か年は、『フジッコ2030』ビジョン実現に向けた持続可能な成長基盤を形成する重要な期間として位置付け、基本方針「従業員の力を結集させ、お客様と共に昆布と豆の未来を創造する」を掲げ、4つの基本戦略「コアビジネスの事業強化と領域拡大」・「圧倒的な競争優位性の確保」・「効率経営の追求」・「経営基盤の強化」を実行してまいります。

7. 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金 (百万円) | 当社の出資比率 (%) | 主要な事業内容           |
|----------------|-----------|-------------|-------------------|
| フジッコNEWデリカ株式会社 | 90        | 100         | 米飯、そう菜、漬物類の製造及び販売 |
| 株式会社フーズパレット    | 90        | 100         | 中華惣菜の製造及び販売       |

8. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は惣菜製品、昆布製品、豆製品、ヨーグルト製品及びデザート製品を主体とした食品加工業を主な事業としております。



9. 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

1. 当社の主要な営業所及び工場

| 名 称             | 所在地     | 名 称       | 所在地    |
|-----------------|---------|-----------|--------|
| 本 社             | 神戸市中央区  | 北 海 道 工 場 | 北海道千歳市 |
| 東 京 F F セ ン タ ー | 東京都文京区  | 関 東 工 場   | 埼玉県加須市 |
| 札 幌 営 業 所       | 札幌市中央区  | 東 京 工 場   | 千葉県船橋市 |
| 仙 台 営 業 所       | 仙台市宮城野区 | 鳴 尾 工 場   | 兵庫県西宮市 |
| 名 古 屋 営 業 所     | 名古屋市天白区 | 和 田 山 工 場 | 兵庫県朝来市 |
| 広 島 営 業 所       | 広島市西区   | 浜 坂 工 場   | 兵庫県美方郡 |
| 福岡 営 業 所        | 福岡市博多区  | 境 港 工 場   | 鳥取県境港市 |

2. 子会社の主要な営業所及び工場

|                |       |                     |
|----------------|-------|---------------------|
| フジッコNEWデリカ株式会社 | 本社    | 神戸市中央区              |
|                | 工場    | 千葉県船橋市、横浜市緑区、兵庫県西宮市 |
| 株式会社フーズパレット    | 本社・工場 | 神戸市中央区              |

10. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

1. 企業集団の従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 1,146名 | 19名増   |

(注) 上記従業員の他に臨時従業員1,234名（期末在籍者）を雇用しております。

2. 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 929名 | 19名増   | 42.5歳 | 18.3年  |

(注) 上記従業員の他に臨時従業員587名（期末在籍者）を雇用しております。

11. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

金融機関等からの借入金はありません。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 108,000,000株  
2. 発行済株式の総数 30,050,759株（自己株式1,500,559株を含む。）  
3. 株主数 38,295名  
4. 大株主

| 株主名                     | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|-------------------------|----------|----------|
| 有 限 会 社 ミ ニ マ ル 興 産     | 6,194    | 21.69    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 2,937    | 10.28    |
| 株 式 会 社 エ フ ・ エ ス ・ ケ ー | 1,021    | 3.57     |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 895      | 3.13     |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社     | 854      | 2.99     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社     | 550      | 1.92     |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 494      | 1.73     |
| フ ジ ッ コ 従 業 員 持 株 会     | 376      | 1.31     |
| 加 藤 産 業 株 式 会 社         | 322      | 1.12     |
| 繁 畑 友 章                 | 305      | 1.06     |

(注) 1. 当社は、自己株式1,500,559株を保有しておりますが、上記には含めておりません。  
2. 持株比率は、自己株式1,500,559株を控除して計算しております。  
なお、当該自己株式数には、「株式給付信託（J-ESOP）導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）」が保有する当社株式81,500株は含まれておりません。  
3. 有限会社ミニマル興産及び株式会社エフ・エス・ケーは、当社代表取締役社長執行役員堀井正一氏の資産管理会社であります。

4. 当社は、株式会社三菱UFJ銀行並びにその共同保有者三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJアセットマネジメント株式会社から、2024年7月29日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、2024年7月22日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、各社の2025年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、前記4. 大株主の記載は株主名簿によっております。

| 大量保有者                     | 保有株式数 (千株) | 発行済株式の総数に対する<br>保有割合 (%) |
|---------------------------|------------|--------------------------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行     | 895        | 2.98                     |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 450        | 1.50                     |
| 三菱UFJアセットマネジメント株式会社       | 225        | 0.75                     |
| 合 計                       | 1,571      | 5.23                     |

5. 当事業年度中に取締役（取締役であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

6. その他株式に関する重要な事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。なお、当事業年度末日（2025年3月31日現在）に「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E□）」が保有する当社株式数は81,500株であります。

### 3 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位          | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                        |
|--------------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長執行役員  | 堀 井 正 一 |                                                                     |
| 取締役専務執行役員    | 石 田 吉 隆 |                                                                     |
| 取締役上席執行役員    | 荒 田 和 幸 | 生産本部長                                                               |
| 取締役上席執行役員    | 寺 嶋 浩 美 | 人財コーポレート本部長兼イノベーション担当                                               |
| 社 外 取 締 役    | 小 瀬 昉   | ハウス食品グループ本社株式会社相談役                                                  |
| 社 外 取 締 役    | 池 田 純 子 |                                                                     |
| 取締役（常勤監査等委員） | 倉 谷 光 彦 |                                                                     |
| 社外取締役（監査等委員） | 上 谷 佳 宏 | 弁護士法人東町法律事務所代表社員弁護士<br>医療法人関越中央病院理事<br>社会医療法人社団愛心館理事<br>医療法人社団心優会理事 |
| 社外取締役（監査等委員） | 中 山 聡   | 中山聡公認会計士事務所所長<br>監査法人京立志代表社員<br>ダイترون株式会社監査等委員である社外取締役             |

(注) 1. 取締役小瀬昉氏、池田純子氏、上谷佳宏氏及び中山聡氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、4氏は、株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 取締役小瀬昉氏、上谷佳宏氏及び中山聡氏の3氏が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の利害関係はありません。なお、小瀬昉氏は、2025年4月30日をもってハウス食品グループ本社株式会社相談役を退任され、2025年5月1日に同社特別顧問に就任されております。

3. 監査等委員上谷佳宏氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査等委員中山聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社の監査等委員会は、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有及び内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にすることで、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、倉谷光彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。

#### 2. 当事業年度中の取締役の異動

##### 1. 就任

2024年6月26日開催の第64回定時株主総会において、倉谷光彦氏及び中山聡氏が新たに取締役(監査等委員)に選任され、それぞれ就任いたしました。

##### 2. 退任

2024年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役(常勤監査等委員)藤澤明氏及び社外取締役(監査等委員)石田昭氏は退任いたしました。

3. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動  
該当事項はありません。

4. 当事業年度末日後の取締役の地位・担当等の異動

| 氏 名     | 新                          | 旧                                      | 異動年月日     |
|---------|----------------------------|----------------------------------------|-----------|
| 福 井 正 一 | 代表取締役社長執行役員<br>経営全般・経営企画担当 | 代表取締役社長執行役員                            | 2025年4月1日 |
| 石 田 吉 隆 | 取締役専務執行役員<br>コア事業・営業・海外担当  | 取締役専務執行役員                              | 2025年4月1日 |
| 荒 田 和 幸 | 取締役常務執行役員<br>生産・国内グループ企業担当 | 取締役上席執行役員<br>生産本部長                     | 2025年4月1日 |
| 寺 嶋 浩 美 | 取締役常務執行役員<br>人財・広報・品質保証担当  | 取締役上席執行役員<br>人財コーポレート本部長<br>兼イノベーション担当 | 2025年4月1日 |

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

4. 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社であるフジッコNEWデリカ株式会社及び株式会社フーズパレットの取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社の負担としております。

6. 取締役の報酬等の総額等

1. 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

| 区 分                         | 支給人数<br>(名) | 報酬等の種類別の額     |                  |                 | 計<br>(百万円)  |
|-----------------------------|-------------|---------------|------------------|-----------------|-------------|
|                             |             | 基本報酬<br>(百万円) | 業績連動報酬等<br>(百万円) | 非金銭報酬等<br>(百万円) |             |
| 取締役(監査等委員を除く。)<br>(うち社外取締役) | 6<br>(2)    | 124<br>(20)   | —<br>(—)         | —<br>(—)        | 124<br>(20) |
| 監査等委員である取締役<br>(うち社外取締役)    | 5<br>(3)    | 39<br>(21)    | —<br>(—)         | —<br>(—)        | 39<br>(21)  |
| 合 計                         | 11          | 163           | —                | —               | 163         |

(注) 1. 上記には、2024年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(常勤監査等委員)1名及び社外取締役(監査等委員)1名を含んでおります。  
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。  
3. 当事業年度末現在の取締役(監査等委員を除く。)の人数は6名、監査等委員である取締役の人数は3名であります。  
4. 上記のうち、社外取締役5名に対する報酬は41百万円であります。  
5. 業績連動報酬等、非金銭報酬等は、取締役の報酬等として設定しておりません。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (1) 当該株主総会の決議の日
- ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等についての株主総会の決議の日  
2021年6月23日開催の第61回定時株主総会
  - ②監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議の日  
2016年6月22日開催の第56回定時株主総会
- (2) 当該定めの内容の概要
- ①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額  
年額2億円以内(うち社外取締役分は年額5千万円以内)
  - ②監査等委員である取締役の報酬等の額  
年額4千万円以内
- (3) 当該定めに係る会社役員の数
- ①監査等委員である取締役以外の取締役 7名(うち社外取締役は3名)
  - ②監査等委員である取締役 3名
- (ご参考)
- 上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、2016年6月22日開催の第56回定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額1億円と定めております。この定めに係る会社役員の数9名であります。
- なお、現在、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等は、支給しない方針としております。

### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針（以下「報酬決定方針」といいます。）を決議しております。

#### ① 基本方針

当社では、取締役の指名と報酬の透明性及び公平性を高めるため、人事報酬委員会を設置しております。取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針は以下のとおりであります。

（報酬の方針）

取締役の報酬決定方針は、業務執行、非業務執行及び社内、社外を問わず、全て「基本給」をベースとして金銭にて支払うこととする。

今後の業績連動報酬の導入等の改定を含む取締役の報酬の制度設計は、人事報酬委員会で検討のうえ、株主総会で決議された総額の範囲で、取締役会の決議により決定するものとする。

#### ② 個人別の基本報酬（金銭報酬）の額の決定に関する方針（基本報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針とその決定方法を含む。）

取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての手続は以下のとおりであります。

（報酬決定の手続）

個々の取締役の月例の報酬に関しては、前段で記した報酬決定方針に基づき、人事報酬委員会において職位等を鑑みながら検討のうえ、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会の決議により決定するものとする。

### 4. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、人事報酬委員会が、株主総会で決議された総額の範囲内において報酬決定方針も勘案し検討のうえまとめた意見に基づいていることから、取締役会もその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

### 5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 社外役員に関する事項

### 当事業年度における主な活動状況

| 区 分         | 氏 名     | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                         |
|-------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役       | 小 瀬 昉   | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、独立社外取締役として、食品業界での豊富な経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。PDCAサイクルによるスピード感を持った経営管理等について貴重なご意見をいただきました。上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する人事報酬委員会委員として、当事業年度開催の委員会の全て（11回）に出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めていただきました。              |
| 取 締 役       | 池 田 純 子 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、独立社外取締役として、PR（パブリックリレーションズ）・広報業界での豊富な経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。中期経営計画の策定を通じて市場創造の重要性について貴重なご意見をいただきました。                                                                                                                |
| 監査等委員である取締役 | 上 谷 佳 宏 | 当事業年度開催の取締役会13回全て、監査等委員会13回全てに出席し、独立社外取締役として、長年の弁護士経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。パーパス・ビジョンに紐づく中期経営計画の策定や適切な情報開示について示唆に富むご意見をいただきました。上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する人事報酬委員会委員として、就任後開催の委員会の全て（9回）に出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めていただきました。 |
| 監査等委員である取締役 | 中 山 聡   | 就任後開催の取締役会10回全て、監査等委員会11回全てに出席し、独立社外取締役として、長年の監査経験と幅広い見識、客観的な視点からの発言を行っております。業績コントロールの重要性やDX推進について示唆に富むご意見をいただきました。                                                                                                                             |



## 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                 | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 41百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士第2条第1項の業務以外の業務である、内部統制再整備に係る助言業務について対価を支払っております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により解任いたします。また、会計監査人の監査品質・独立性・総合的能力等の観点から継続して監査を適切に遂行するに不十分であると判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況

当社は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに基づき、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を定め、これに沿って構築した内部統制システムを運用するとともに、都度必要な見直しを行っております。（最終改定 2022年9月22日）

#### (1) 当社及び当社子会社（以下「当グループ」と総称する。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当グループ横断的なコンプライアンスリスクの把握、分析を目的として、社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。また、法令遵守を明文化した「フジッコグループの倫理基準」を当グループ全役職員に周知徹底させるとともに、「コンプライアンス・ガイドライン」を通じて行動指針を明示し、法令遵守、企業倫理の維持が経営の根幹であることを当グループ全体に徹底する。

当グループは、当グループの役職員が、コンプライアンス上疑義のある行為等について、社内の通報窓口又は社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を設置・運営する。

当グループは、反社会的勢力及び団体に対しては、商取引・不当な要求等を遮断・拒絶するなど、毅然とした態度で臨み、反社会的行為には一切加担しない。

##### （運用状況）

当期はコンプライアンス委員会を2回開催し、継続してコンプライアンスリスクの把握、分析に努めました。

コンプライアンス体制の維持・向上のため、「コンプライアンス・ガイドライン」を社内に展開するとともに、法務研修等の定期開催に加え、当期は新たに腐敗行為防止規程の制定並びにフジッコグループ贈収賄防止方針の制定・開示を行いました。

なお、内部通報窓口を設置しておりますが、当期において重大な法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書保存管理規程に従い、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に適切かつ確実に記録して保存・管理（廃棄を含む。）する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

##### （運用状況）

取締役は、当期、取締役会及び経営執行会議の議事録を作成し、個別の業務執行に係る決裁申請書等を決裁規程に基づき作成し、記録として保管しております。議事録及び記録は、取締役により閲覧されております。

#### (3) 当グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクについては、社長執行役員を委員長とする組織として、リスク顕在化の未然防止を目的とするリスクマネジメント委員会及びクライシス発生時に招集する危機管理委員会を設置する。また、当グループ全体のリスク・クライシス管理について定めるリスク・クライシス管理規程を整備し、同規程に基づき、迅速かつ適正な対応を可能とするリスク・クライシス管理体制を構築する。

また、コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

不測の事態が発生した場合は、リスク・クライシス管理規程に従い、社長執行役員の指揮の下危機管理委員会は、対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する。

(運用状況)

リスク・クライシス管理体制については、リスクマネジメント委員会で、各本部等と協議のうえ洗い出した重要リスクの対策の進捗を確認しております。当期は、リスクマネジメント委員会を2回開催いたしました。また、リスクが顕在化した緊急時には、危機管理委員会を招集して対応する方針であり、当期は危機管理委員会を2回開催いたしました。

環境に係るリスク対策としては、CO<sub>2</sub>排出量、食品廃棄量、プラスチック使用量について削減目標を設定のうえ、策定したロードマップに基づき進捗管理をするとともに、工場内の環境整備についても、安全衛生管理知識を有する人材の採用で改善活動に取り組んでおります。災害に係るリスク対策としては、安否確認訓練、避難訓練及び危機管理訓練を実施いたしました。品質に係るリスク対策としては、事故防止委員会にてその対策の進捗を確認しております。情報セキュリティ等に係るリスク対策としては、標的型攻撃メールの訓練を実施し、フォローアップが必要な該当者に対しては個別教育を継続して実施いたしました。また、全社員対象に情報セキュリティ研修を実施いたしました。

**(4) 当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、3事業年度を期間とする当グループ中期経営計画及び年度事業計画を立案し、当グループ全体の重点経営目標及び予算配分等を設定する。

当グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社では、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催し、また、当社子会社では、取締役会を年4回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する。

当社は、経営に関する重要事項について、法令等に基づき、議決に関する権限、事項及び範囲を明確にし、取締役会、経営執行会議で、それぞれ執行の決定を行う。

また、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員及び各事業部門長で構成される業績検討会議において、定期的に各事業部門より業績及びその改善策を報告させ、具体的かつ機動的な施策を実施させることにより、取締役の迅速かつ適正な意思決定を促進させる。

(運用状況)

当期は、第63期(2022年度)から開始した中期3か年計画の最終年度でしたが、当該期間は相次ぐ下方修正をする事態となりました。一方、このような結果を省みたくえ、第66期(2025年度)を初年度とする「2025-2027中期経営計画」を策定いたしました。

取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項、経営方針の策定に関すること、取締役等の指名と報酬に関すること、内部統制に関すること等について協議・決議を行うとともに、経営執行会議を24回開催し、必要な業務執行の決定を迅速に行っております。

また、業績検討会議を12回開催し、定期的な業績報告とともに、該当月の業績に係る問題点を「課題設定書」にて事前に抽出し、各事業部門よりその改善策を報告させ、業績の改善に取り組みました。

**(5) 当社子会社の取締役等の職務に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、当グループを構成する当社子会社に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制の構築の推進とともに、必要に応じて指導・支援を行う。

関係会社管理規程に基づき、当社への決裁・報告制度により、当グループを構成する当社子会社の経営管理を行い、必要に応じてモニタリングを行う。

当グループを構成する当社子会社の取締役及び業務を執行する社員は、当社に対し、業績検討会議又は経営執行会議で、定期的に、同子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報を報告する。

**(運用状況)**

当社子会社は、定期的に重要事項を報告し、関係会社管理規程に基づき規程に定める事項を実施する場合は、当社が指定する方法により承認を受けております。また、フジッコNEWデリカ株式会社、株式会社フーズパレットにおいて、それぞれ5回の取締役会を開催いたしました。

**(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当グループは、財務報告統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制構築の基本方針及び基本計画を策定する。また、これに基づき有効かつ適正な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切に運用することにより、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保する。

**(運用状況)**

当期は、財務報告統制委員会を4回開催し、うち3回は委員が出席、1回は社長執行役員をはじめ業務執行取締役全員、常勤の監査等委員である取締役、監査室長、財務報告統制委員会委員が出席して、内部統制上の課題を共有し、問題解決の方向性を協議いたしました。なお、当期において軽微な不備事項は減少しており、財務報告に係る内部統制は十分機能していると考えます。取り組み状況については、取締役会で報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査室の使用人が兼務し、その使用人との適切な連携により、実効的な監査等委員会監査を補完する。

当社の監査等委員会は、特定の業務における監査において、社長執行役員及び当該業務の執行役員との協議により、監査室又は当該部署の社員を指名し、合理的な範囲で監査業務に必要な事項を指示することができる。当社の監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた社員は、その指示に関しては社長執行役員及び当該部署の執行役員等の指示に優先することを徹底する。

**(運用状況)**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査室長が兼務しております。また、常勤の監査等委員である取締役が随時、監査室の使用人に対して監査業務に必要な事項を指示しております。



**(8) 当グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当グループは、その取締役又は使用人が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当グループに重大な影響を及ぼす事項（当グループの取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款に抵触し得る事項）、内部監査の状況、内部通報制度の運用状況及びその内容を遅滞なく報告することを可能とする体制を整備する。また、内部通報規程において、当該報告を行ったこと自体による解雇その他の不利な取扱い（不利益な処分・処遇等）を禁止する旨を明記する。

**（運用状況）**

常勤の監査等委員である取締役が社内の重要会議に出席して、重要情報を収集し、監査等委員会で監査等委員である独立社外取締役と情報を共有しております。

内部通報窓口を設置するとともに、内部通報規程で通報者の不利益な取扱いを禁止しております。内部通報窓口への通報の有無及び内容について、担当取締役より監査等委員全員が出席する取締役会で報告しております。

**(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の請求に応じ、これを処理する。

**（運用状況）**

当期、監査計画に従った監査を実施するにあたって予算が不足する事態は生じませんでした。また、費用の前払い等の請求はありませんでした。

**(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、会計監査人、社長執行役員、監査室との間の定期的な意見交換会を設定し、連携して、当社を含む当グループ各社に対する監査、並びに、当グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの監査の実効性を確保する。

**（運用状況）**

会計監査人とは、監査等委員会との事業年度の監査結果報告を含む意見交換を7回、常勤の監査等委員である取締役及び監査室長との四半期毎の意見交換を4回実施いたしました。社長執行役員とは、監査等委員会との定期意見交換を2回、常勤の監査等委員である取締役が個別に随時面談し意見交換等を行いました。

常勤の監査等委員である取締役が、監査室から工場・営業所13か所の定期監査報告を受けるとともに、内部統制システムの運用状況の監査結果について協議を行いました。また、内部統制システムの運用状況について監査室が事前に監査することで、内部統制システムの実効性を高めることに寄与しております。

## 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当グループは、日本の伝統食・伝統食材に基づいた健康に役立つ食品を提供し、日本の良き食文化の復興と承継を通じ、社会全体に幸せで健康な生活を実現することを企業理念（経営理念）として位置付けております。

当グループでは、健康増進のための食品事業を展開する中で、当社製造の商品を市場でお買い上げいただくお客様を何よりも大切にするとともに、法令・社会規範の遵守や環境保全・資源保護といった企業としての社会的責任を果たし、当グループを取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応えることを通じて、当グループ全体の価値を向上させるべく、効率的かつ適正な企業運営の推進に努めることを基本方針としております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、上述した当社の企業価値の源泉を更に維持・強化するために、フジッコのパーパス（存在意義）と『フジッコ2030』ビジョン（目指す姿）を策定し、フジッコ独自のサステナブル経営として「5つの健康」の実現に取り組んでおります。

また、当社は、一層の経営の効率性、透明性を高めるため、コーポレートガバナンスが十分に機能することを基本的な方針として取り組んでおり、具体的には、2015年4月より執行役員制度を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行の機能を分離しつつ、2016年6月22日開催の第56回定時株主総会において、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員が取締役会の構成員となり、取締役会の監督機能強化と更なる監視体制の強化を通じて、より一層のコーポレートガバナンスの充実を図ってまいりました。

取締役会の構成については、取締役の減員を段階的に進め、経営のスリム化と意思決定の迅速化を図り、経営全体の効率性の向上を実現しております。また、独立社外取締役の構成比率を段階的に引き上げ、経営に対する監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの更なる向上を図り、経営の健全性の維持と透明性の確保を実現しております。

加えて、取締役の指名と報酬の透明性及び公平性を高めるため、2018年7月30日より人事報酬委員会を設置し運用しております。

### (3) 不適切な支配の防止のための取り組みの内容の概要

当社は、たとえ大量の当社株式が買い付けられることがあっても、それが当グループの企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益に資するものであるならば、そのような買収行為自体を否定するものではありません。

しかし当社は、企業価値及び当社株主の皆様方の共同利益の向上を毀損すると思われるような当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して、事前に、当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付に応じるべきか否かを株主の皆様方において判断していただき、あるいは、当社取締役会において、代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様方のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための枠組みとして、買収への対応方針（事前警告型のライツ・プランをいい、以下、「本プラン」といいます。）を株主総会の承認を受け導入いたしました。そして、2023年6月27日開催の第63回定時株主総会において継続する議案を審議し、承認されました。

(4) 上記(2)及び(3)の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、買付者等から受領した情報提供回答書等を当社取締役会から独立した者のみから構成される企業価値判定委員会（以下、「判定委員会」といいます。）に提出し、判定委員会は、本プランの定める買収への対応方針の発動の要否を判定し、その旨を当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は判定委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動又は不発動を最終的に決定いたします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2026年6月に開催予定の定時株主総会の終結の時までとなります。

但し、係る有効期間の満了前であっても、(ア)株主総会において本プランを廃止する旨の決議が承認された場合、又は、(イ)株主総会で選任された取締役（監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年間、監査等委員である取締役の任期は2年間）で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

上記(2)及び(3)の取り組みにつきましては、当社の基本方針に沿うものであり、株主の皆様方の共同の利益を損なうものではなく、また、決して当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

#### 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。当社は、収益性の向上と財務体質の強化に努め、着実に業績を向上させ、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを最重要課題のひとつとしております。当面の配当方針につきましては、安定配当として年間配当金46円以上の継続的な配当を目標とし、株主の皆様のご期待に報いるよう努力してまいります。

当期の期末配当金につきましては、2025年5月2日開催の取締役会決議により1株につき23円とすることといたしました。すでに、2024年12月6日に実施済みの中間配当1株当たり23円と合わせまして、年間配当金は46円、連結での配当性向は137.6%となります。

次期の年間配当金につきましては、当面の配当方針に基づき、当期と同額の1株当たり46円（中間23円、期末23円）とさせていただきます予定であります。

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| <b>資産の部</b>     |               | <b>負債の部</b>     |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>35,070</b> | <b>流動負債</b>     | <b>9,289</b>  |
| 現金及び預金          | 11,326        | 買掛金             | 4,702         |
| 売掛金             | 9,428         | 未払金             | 3,264         |
| 商品及び製品          | 1,520         | 未払費用            | 156           |
| 仕掛品             | 307           | 未払法人税等          | 288           |
| 原材料及び貯蔵品        | 10,655        | 未払事業所税          | 46            |
| 前払費用            | 243           | 未払消費税           | 137           |
| 未収入金            | 1,266         | 賞与引当金           | 414           |
| その他の流動資産        | 325           | 預り金             | 47            |
| 貸倒引当金           | △2            | その他の流動負債        | 231           |
| <b>固定資産</b>     | <b>44,944</b> | <b>固定負債</b>     | <b>2,134</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>35,385</b> | 退職給付引当金         | 1,169         |
| 建物              | 13,335        | 従業員株式給付引当金      | 149           |
| 構築物             | 847           | その他の固定負債        | 815           |
| 機械装置            | 9,086         |                 |               |
| 車両運搬具           | 12            | <b>負債合計</b>     | <b>11,424</b> |
| 工具器具及び備品        | 592           |                 |               |
| 土地              | 11,282        | <b>純資産の部</b>    |               |
| 建設仮勘定           | 228           | <b>株主資本</b>     | <b>66,996</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>702</b>    | <b>資本金</b>      | <b>6,566</b>  |
| 特許権             | 1             | <b>資本剰余金</b>    | <b>1,006</b>  |
| 商標権             | 6             | 資本準備金           | 1,006         |
| ソフトウェア          | 565           | <b>利益剰余金</b>    | <b>62,470</b> |
| その他の無形固定資産      | 129           | 利益準備金           | 635           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>8,856</b>  | その他利益剰余金        | 61,835        |
| 投資有価証券          | 3,865         | 別途積立金           | 34,340        |
| 関係会社株式          | 207           | 繰越利益剰余金         | 27,495        |
| 関係会社長期貸付金       | 930           | <b>自己株式</b>     | <b>△3,046</b> |
| 長期前払費用          | 91            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>1,594</b>  |
| 繰延税金資産          | 633           | その他有価証券評価差額金    | 1,594         |
| 長期預金            | 1,000         |                 |               |
| その他の投資等         | 2,133         | <b>純資産合計</b>    | <b>68,591</b> |
| 貸倒引当金           | △5            | <b>負債・純資産合計</b> | <b>80,015</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>80,015</b> |                 |               |



# 損益計算書

( 自 2024年 4 月 1 日 )  
( 至 2025年 3 月31日 )

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |     |
|--------------|--------|-----|
| 売上高          | 55,318 |     |
| 売上原価         | 40,866 |     |
| 売上総利益        | 14,452 |     |
| 販売費及び一般管理費   | 13,238 |     |
| 営業利益         | 1,213  |     |
| 営業外収益        |        |     |
| 受取利息         | 10     |     |
| 受取配当金        | 276    |     |
| 受取賃貸料        | 365    |     |
| 売電収入         | 59     |     |
| その他の営業外収益    | 68     | 781 |
| 営業外費用        |        |     |
| 支払利息         | 0      |     |
| 賃貸費用         | 302    |     |
| 売電費用         | 35     |     |
| その他の営業外費用    | 0      | 337 |
| 経常利益         | 1,656  |     |
| 特別利益         |        |     |
| 固定資産売却益      | 0      |     |
| 投資有価証券売却益    | 385    |     |
| 国庫補助金等収入     | 21     | 407 |
| 特別損失         |        |     |
| 固定資産処分損      | 58     |     |
| 投資有価証券売却損    | 1      |     |
| 投資有価証券評価損    | 9      |     |
| 関係会社株式評価損    | 161    |     |
| 減損損失         | 557    | 788 |
| 税引前当期純利益     | 1,275  |     |
| 法人税、住民税及び事業税 | 534    |     |
| 法人税等調整額      | △241   | 293 |
| 当期純利益        | 981    |     |

株主資本等変動計算書

( 自 2024年 4 月 1 日 )  
( 至 2025年 3 月31日 )

(単位：百万円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |               |
|---------------------------------|---------|-----------|---------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               |
|                                 |         | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高                       | 6,566   | 1,006     | 1,006         |
| 当 期 変 動 額                       |         |           |               |
| 剰 余 金 の 配 当                     |         |           |               |
| 当 期 純 利 益                       |         |           |               |
| 自 己 株 式 の 取 得                   |         |           |               |
| 株式給付信託による<br>自 己 株 式 の 処 分      |         |           |               |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |               |
| 当 期 変 動 額 合 計                   | －       | －         | －             |
| 当 期 末 残 高                       | 6,566   | 1,006     | 1,006         |

(単位：百万円)

|                                          | 株 主 資 本      |                 |                  |                  |         |                |
|------------------------------------------|--------------|-----------------|------------------|------------------|---------|----------------|
|                                          | 利 益 剰 余 金    |                 |                  |                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |
|                                          | 利 益<br>準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |                  | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |         |                |
|                                          |              | 別 途<br>積 立 金    | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                  |         |                |
| 当 期 首 残 高                                | 635          | 34,340          | 27,826           | 62,802           | △3,051  | 67,323         |
| 当 期 変 動 額                                |              |                 |                  |                  |         |                |
| 剰 余 金 の 配 当                              |              |                 | △1,313           | △1,313           |         | △1,313         |
| 当 期 純 利 益                                |              |                 | 981              | 981              |         | 981            |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |              |                 |                  |                  | △0      | △0             |
| 株 式 給 付 信 託 に よ る<br>自 己 株 式 の 処 分       |              |                 |                  |                  | 6       | 6              |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |              |                 |                  |                  |         |                |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | －            | －               | △331             | △331             | 5       | △326           |
| 当 期 末 残 高                                | 635          | 34,340          | 27,495           | 62,470           | △3,046  | 66,996         |

(単位：百万円)

|                            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                            | そ の 他 有 価 証 券 金<br>評 価 差 額 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                  | 1,731                      | 1,731                  | 69,054    |
| 当 期 変 動 額                  |                            |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                |                            |                        | △1,313    |
| 当 期 純 利 益                  |                            |                        | 981       |
| 自 己 株 式 の 取 得              |                            |                        | △0        |
| 株式給付信託による<br>自 己 株 式 の 処 分 |                            |                        | 6         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）    | △137                       | △137                   | △137      |
| 当 期 変 動 額 合 計              | △137                       | △137                   | △463      |
| 当 期 末 残 高                  | 1,594                      | 1,594                  | 68,591    |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商 品……………移動平均法

製 品……………総平均法

原材料……………移動平均法

仕掛品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～47年

機械装置及び運搬具 2年～17年

2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

従業員株式給付引当金……………株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末の株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

収益の計上基準……………当社は、主に食品製造販売を行っております。これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。また、製品の出荷時から引渡時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、契約に定める価格から販売奨励金等を差し引いた純額で測定しております。未払販売奨励金等は、取引価格の算定における変動対価として考慮し、製品に対する支配が移転した期間において、将来に支払うと見込まれる金額を売上高から控除しております。なお、対価は履行義務を充足してから短期で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用は、「連結注記表 2. 会計方針の変更に関する注記」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 未払販売奨励金の見積り計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

| 科目      | 当事業年度 |
|---------|-------|
| 未払販売奨励金 | 492   |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の商流は、工場にて製造した各種製品を、主に当社から問屋へ販売を行い、問屋を経由してスーパー（量販店）へ販売しております。取引の中で発生する販売奨励金については、支払い率が期中を通じて概ね一定のもの、一定期間の販売実績に応じて支払い率が変動するもの等、いくつかの形態が存在し、販売から一定期間後に支払い額が確定する点に特徴があります。特に取引の都度支払い額を交渉するものの中には、問屋経由で販売する場合、当社から問屋への販売金額ではなく、問屋からスーパー（量販店）への販売金額によって金額が変動するものや、入金するまで交渉が行われるものなど多種多様にあります。このため、3月分の未払販売奨励金については、2月までの実際請求金額に基づく販売奨励金比率を基礎として3月に発生した増減理由等を加味して見積り計上しており、4月以降の実際請求額との乖離が発生した場合は、翌期の損益に影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

| 科目       | 当事業年度  |
|----------|--------|
| 有形固定資産   | 35,385 |
| 無形固定資産   | 702    |
| 投資その他の資産 | 1,335  |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 算出方法

事業用資産については、生産設備は主として工場単位、本社・営業拠点等は共用資産、賃貸用資産は個別物件ごととしてグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。

(ロ) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しており、使用価値は、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローについて、販売金額・売上原価の変動・経費の発生状況等を考慮して見積っております。

(ハ) 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により、実際の金額が見積りと異なった場合に、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                  | 52,317百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） |           |
| 短期金銭債権                              | 1,495百万円  |
| 長期金銭債権                              | 930百万円    |
| 短期金銭債務                              | 960百万円    |

#### 5. 損益計算書に関する注記

|               |          |
|---------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高 |          |
| 営業取引による取引高    |          |
| 売上高           | 0百万円     |
| 仕入高           | 9,708百万円 |
| 営業取引以外の取引高    | 382百万円   |

(2) 減損損失の内容

当事業年度において以下の資産について減損損失を計上しております。

| 場所                | 用途    | 種類       | 金額(百万円) |
|-------------------|-------|----------|---------|
| 浜坂工場<br>(兵庫県美方郡)  | 事業用資産 | 建物       | 448     |
|                   |       | 構築物      | 23      |
|                   |       | 機械装置     | 52      |
|                   |       | 工具器具及び備品 | 1       |
|                   |       | ソフトウェア   | 7       |
|                   |       | 長期前払費用   | 3       |
| 横浜工場<br>(神奈川県横浜市) | 事業用資産 | 建物       | 7       |
|                   |       | 構築物      | 9       |
|                   |       | 機械装置     | 2       |
|                   |       | ソフトウェア   | 0       |
| 合計                |       |          | 557     |

(減損損失の認識に至った経緯)

営業活動から生じる将来キャッシュ・フローが継続してマイナス、又は継続してマイナスの見込みである資産に関して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

(資産のグルーピングの方法)

生産設備については主として工場単位、本社・営業拠点等は共用資産、賃貸用資産は個別物件ごととしてグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しております。使用価値は、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローについて、販売金額・売上原価の変動・経費の発生状況等を見積もって算定しております。また、正味売却価額は、不動産鑑定評価などに基つき算定しております。



## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増加  | 減少    | 当事業年度末    |
|---------|-----------|-----|-------|-----------|
| 普通株式（株） | 1,584,274 | 385 | 2,600 | 1,582,059 |

（注）1. 当事業年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式81,500株が含まれております。

2. 自己株式の増加及び減少の内訳は、次のとおりであります。

（増加内訳）

単元未満株式の買取りによる増加 385株

（減少内訳）

従業員への株式給付による減少 2,600株

## 7. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金 126百万円

未払事業税・事業所税 47百万円

未払販売奨励金 189百万円

退職給付引当金 366百万円

減損損失 366百万円

関係会社株式評価損 303百万円

その他 374百万円

繰延税金資産小計 1,775百万円

評価性引当額 △365百万円

繰延税金資産合計 1,409百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金 △729百万円

固定資産圧縮積立金 △45百万円

その他 △1百万円

繰延税金負債合計 △776百万円

繰延税金資産の純額 633百万円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.5%

（調整）

交際費等永久に損金に算入されない項目 2.0%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △1.3%

住民税均等割等 4.3%

評価性引当額の増減 4.1%

試験研究費等税額控除 △5.5%

賃上げ促進税制等による税額控除 △7.7%

税率変更による期末繰延税金資産の増額修正 △2.1%

その他 △1.3%

税効果会計適用後の法人税率等の負担 23.0%



(3)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5百万円増加し、法人税等調整額が26百万円減少し、その他有価証券評価差額金が20百万円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類  | 会社等の名称又は氏名             | 所在地        | 資本金<br>又は<br>出資金<br>(百万円) | 事業の<br>内容又は<br>職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当<br>事者との<br>関係      | 取引の<br>内容      | 取引<br>金額<br>(百万円) | 科目        | 期末<br>残高<br>(百万円) |
|-----|------------------------|------------|---------------------------|-------------------|----------------------------|------------------------|----------------|-------------------|-----------|-------------------|
| 子会社 | フジッコ<br>NEWデリ<br>カ株式会社 | 兵庫県<br>神戸市 | 90                        | 製造業               | (所有)<br>直接<br>100.0%       | 製品の<br>仕入<br>役員の<br>兼任 | 原材料等の<br>有償支給  | (注3)              | 未収入金      | 1,204             |
|     |                        |            |                           |                   |                            |                        | 設備の賃貸          | 302               |           |                   |
|     |                        |            |                           |                   |                            |                        | 惣菜製品の<br>仕入    | 9,253             | 買掛金       | 899               |
| 子会社 | 株式会社フーズパレット            | 兵庫県<br>神戸市 | 90                        | 製造業               | (所有)<br>直接<br>100.0%       | 資金援助<br>役員の<br>兼任      | 資金の貸付<br>利息の受取 | 1                 | 長期<br>貸付金 | 930               |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 製品の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (3) 原材料等の有償支給については、原則として市場からの調達価額で支給しているため、取引金額には含めておりません。

9. 収益認識に関する注記

（顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,409円35銭
- (2) 1株当たり当期純利益 34円49銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。  
当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、82,746株であり、期末株式数は81,500株であります。

11. 重要な後発事象

（生産体制集約に伴う工場の閉鎖）

生産体制集約に伴う工場の閉鎖は、「連結注記表 10. 重要な後発事象」に同一内容を記載しているため、記載を省略しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

フジッコ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高 崎 充 弘 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 濱 中 愛   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジッコ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役へ報告及び説明を求めました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 連結計算書類・計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

フジッコ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 倉 谷 光 彦 印

監査等委員 上 谷 佳 宏 印

監査等委員 中 山 聡 印

(注) 監査等委員 上谷 佳宏及び中山 聡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(参考資料 フジッコの連結注記表)

フジッコの個別注記表中、「連結注記表に同一内容を記載しているため記載を省略している」旨の記載がある事項については、以下のフジッコの連結注記表の内容をご参照ください。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

フジッコNEWデリカ株式会社

株式会社フーズパレット

##### ② 主な非連結子会社の名称等

主な非連結子会社の名称

香港富吉高貿易有限公司、PT.FUJICCO FOODS INDONESIA

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用している非連結子会社はありません。

##### ② 持分法を適用していない主な非連結子会社（香港富吉高貿易有限公司、PT.FUJICCO FOODS INDONESIA）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法を採用しております。

###### (ロ) 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商 品……………移動平均法

製 品……………総平均法

原材料……………移動平均法

仕掛品……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～47年

機械装置及び運搬具 2年～17年

2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

|            |                                                                                     |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金      | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金      | 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。                                    |
| 従業員株式給付引当金 | 株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末の株式給付債務の見込額を計上しております。                        |

④ 収益及び費用の計上基準

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収益の計上基準 | 当グループは、主に食品製造販売を行っております。これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。また、製品の出荷時から引渡時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。収益は、契約に定める価格から販売奨励金等を差し引いた純額で測定しております。<br>未払販売奨励金等は、取引価格の算定における変動対価として考慮し、製品に対する支配が移転した期間において、将来に支払うと見込まれる金額を売上高から控除しております。なお、対価は履行義務を充足してから短期で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 退職給付に係る会計処理の方法 | 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務額を計上しております。<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。<br>未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。<br>一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、簡便法を採用しております。 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

### (1) 未払販売奨励金の見積り計上

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

| 科目      | 当連結会計年度 |
|---------|---------|
| 未払販売奨励金 | 492     |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当グループの商流は、工場にて製造した各種製品を、主に当社から問屋へ販売を行い、問屋を経由してスーパー（量販店）へ販売しております。取引の中で発生する販売奨励金については、支払い率が期中を通じて概ね一定のもの、一定期間の販売実績に応じて支払い率が変動するもの等、いくつかの形態が存在し、販売から一定期間後に支払い額が確定する点に特徴があります。特に取引の都度支払い額を交渉するものの中には、問屋経由で販売する場合、当社から問屋への販売金額ではなく、問屋からスーパー（量販店）への販売金額によって金額が変動するものや、入金するまで交渉が行われるものなど多種多様にあります。このため、3月分の未払販売奨励金については、2月までの実際請求金額に基づく販売奨励金比率を基礎として3月に発生した増減理由等を加味して見積り計上しており、4月以降の実際請求額との乖離が発生した場合は、翌期の損益に影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

| 科目       | 当連結会計年度 |
|----------|---------|
| 有形固定資産   | 36,377  |
| 無形固定資産   | 713     |
| 投資その他の資産 | 1,345   |

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### (イ) 算出方法

事業用資産については、生産設備は主として工場単位、本社・営業拠点等は共用資産、賃貸用資産は個別物件ごととしてグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。

##### (ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しており、使用価値は、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローについて、販売金額・売上原価の変動・経費の発生状況等を考慮して見積っております。



(ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況や経営環境の変化により、実際の金額が見積りと異なった場合に、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 54,251百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失の内容

当連結会計年度において以下の資産について減損損失を計上しております。

| 場所               | 用途    | 種類        | 金額(百万円) |
|------------------|-------|-----------|---------|
| 浜坂工場<br>(兵庫県美方郡) | 事業用資産 | 建物及び構築物   | 471     |
|                  |       | 機械装置及び運搬具 | 52      |
|                  |       | 工具器具及び備品  | 1       |
|                  |       | 無形固定資産    | 7       |
|                  |       | その他の投資等   | 3       |
| 横浜工場<br>(神奈川県横浜) | 事業用資産 | 建物及び構築物   | 17      |
|                  |       | 機械装置及び運搬具 | 2       |
|                  |       | 無形固定資産    | 0       |
| 合計               |       |           | 557     |

(減損損失の認識に至った経緯)

営業活動から生じる将来キャッシュ・フローが継続してマイナス、又は継続してマイナスの見込みである資産に関して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

(資産のグルーピングの方法)

生産設備については主として工場単位、本社・営業拠点等は共用資産、賃貸用資産は個別物件ごととしてグルーピングを行っております。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額により測定しております。使用価値は、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローについて、販売金額・売上原価の変動・経費の発生状況等を見積もって算定しております。また、正味売却価額は、不動産鑑定評価などにに基づき算定しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首  | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末   |
|---------|------------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 30,050,759 | —  | —  | 30,050,759 |

(2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加  | 減少    | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|-----|-------|-----------|
| 普通株式(株) | 1,584,274 | 385 | 2,600 | 1,582,059 |

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式81,500株が含まれております。

2. 自己株式の増加及び減少の内訳は、次のとおりであります。

(増加内訳)

単元未満株式の買取りによる増加 385株

(減少内訳)

従業員への株式給付による減少 2,600株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2024年5月13日<br>取締役会  | 普通株式  | 656             | 23.00            | 2024年3月31日 | 2024年6月6日  |
| 2024年10月31日<br>取締役会 | 普通株式  | 656             | 23.00            | 2024年9月30日 | 2024年12月6日 |

(注) 2024年5月13日取締役会決議による配当金の総額及び2024年10月31日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金額1百万円がそれぞれ含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの次のとおり、決議しております。

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日     |
|-------------------|-------|-----------------|------------------|------------|-----------|
| 2025年5月2日<br>取締役会 | 普通株式  | 656             | 23.00            | 2025年3月31日 | 2025年6月2日 |

(注) 1. 配当原資については、利益剰余金とすることを決議しております。

2. 2025年5月2日取締役会決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金額1百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当グループは、資金運用については短期的及び長期的な安全性の高い預金等に限定しております。また、設備投資等必要な資金については主に自己資金で賄っており、必要に応じて一部を銀行借入により調達します。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

長期預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品であります。デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクを内包しておりますため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額626百万円）は、「その他有価証券」には含まれておりません。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

|            | 連結貸借対照表計上額 | 時価    | 差額  |
|------------|------------|-------|-----|
| (1) 投資有価証券 |            |       |     |
| その他有価証券    | 3,318      | 3,318 | —   |
| (2) 長期預金   | 1,000      | 987   | △12 |
| 合計         | 4,318      | 4,305 | △12 |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(単位：百万円)

|                        | 種類 | 取得原価 | 連結貸借対照表計上額 | 差額    |
|------------------------|----|------|------------|-------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの  | 株式 | 973  | 3,302      | 2,328 |
|                        | 小計 | 973  | 3,302      | 2,328 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 20   | 15         | △5    |
|                        | 小計 | 20   | 15         | △5    |
|                        | 合計 | 994  | 3,318      | 2,323 |

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

|            | 1年内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|------------|--------|-------------|--------------|------|
| (1) 現金及び預金 | 11,692 | —           | —            | —    |
| (2) 売掛金    | 9,598  | —           | —            | —    |
| (3) 長期預金   | —      | 1,000       | —            | —    |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分      | 時価    |      |      |       |
|---------|-------|------|------|-------|
|         | レベル1  | レベル2 | レベル3 | 合計    |
| 投資有価証券  |       |      |      |       |
| その他有価証券 |       |      |      |       |
| 株式      | 3,318 | —    | —    | 3,318 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分   | 時価   |      |      |     |
|------|------|------|------|-----|
|      | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 長期預金 | —    | 987  | —    | 987 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期預金

長期預金はデリバティブ内包型預金であり、時価は金利等の観察可能なインプットを用いて取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 売上高    |
|---------------|--------|
| 惣菜製品          | 19,064 |
| 昆布製品          | 15,917 |
| 豆製品           | 10,483 |
| ヨーグルト製品       | 6,759  |
| デザート製品        | 2,715  |
| その他製品         | 2,138  |
| 顧客との契約から生じる収益 | 57,077 |
| その他の収益        | —      |
| 外部顧客への売上高     | 57,077 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

(単位：百万円)

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 10,265 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 9,598  |

② 残存履行義務に配分した価格

当社グループは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,409円55銭  
(2) 1株当たり当期純利益 33円44銭

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益金額算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。  
当該信託口が保有する当社株式の期中平均株式数は、82,746株であり、期末株式数は81,500株であります。

#### 10. 重要な後発事象

(生産体制集約に伴う工場の閉鎖)

当社は、2025年5月2日開催の取締役会において、浜坂工場を閉鎖することを決定いたしました。

##### (1) 工場閉鎖の理由

浜坂工場は、1968年フジコン食品株式会社として稼働を開始して以来、これまでに数多くの製品を製造してまいりましたが、近年では建物や設備機器の老朽化が進んでおります。

つきましては、経営資源の有効活用及び業務効率化・省力化を図るために、当社グループの所有する資産について総合的に勘案した結果、工場機能を集約することとし、浜坂工場を閉鎖するとの判断に至りました。

##### (2) 浜坂工場の概要

|       |                      |
|-------|----------------------|
| ①名称   | フジッコ株式会社 浜坂工場        |
| ②所在地  | 兵庫県美方郡新温泉町福富字定利178番地 |
| ③設置時期 | 1968年                |
| ④事業案内 | 昆布製品、豆製品の製造          |
| ⑤従業員数 | 124名（2025年3月現在）      |
| ⑥敷地面積 | 12,135㎡              |

##### (3) 今後の日程

浜坂工場の生産終了時期につきましては、2027年3月末日を予定しております。

##### (4) 当該事象の営業活動等に及ぼす影響

当該事象による当連結会計年度の業績への影響は織り込み済みであります。また翌連結会計年度以降の業績影響については詳細を精査中であり、現時点では未確定です。

##### (5) その他

同工場で生産中の製品は、当社の他の工場に順次、生産移管いたします。また、当工場の従業員につきましては、雇用維持を最優先として、当社の他工場及びグループ会社への異動を進めてまいります。

## 別紙 3

フジッコ株式会社

重要な後発事象に関する事項

(次頁以降に記載)



別紙2「フジッコ株式会社 最終事業年度に係る計算書類等の内容」末尾の「参考資料 フジッコの連結注記表」の「10. 重要な後発事象」のとおり。